

## (仮称)岡崎市子ども・子育て支援事業計画構成案

第 1 章	計画策定にあたって
( 1 ) 計画策定の趣旨 ( 2 ) 計画の位置づけ <b>( 3 ) 計画の対象</b> ( 4 ) 計画期間 ( 5 ) 計画策定の方法	
第 2 章	岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状
( 1 ) 統計によるまちの現状 人口、世帯の推移 児童数の推移及び今後の動向 出生数や出生率の推移 <b>( 2 ) 市民意識調査結果</b> <b>就学前・小学生児童の結果</b> <b>保育所・幼稚園職員の結果</b> <b>事業所の結果</b> <b>( 3 ) 岡崎市児童育成支援行動計画</b> <b>( 4 ) 課題と方向性</b>	
第 3 章	基本理念・基本目標
( 1 ) 基本理念～めざす子どもの姿～ ( 2 ) 基本目標 ( 3 ) 基本的な視点	
第 4 章	子ども・子育て環境の整備（子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項）
<b>( 1 ) 教育・保育の提供区域の設定</b> ( 2 ) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容について ( 3 ) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・延長保育、病児・病後児保育 ・乳児家庭全戸訪問、養育支援事業等	
第 5 章	子ども・子育て支援の展開（岡崎市における子育て支援に関する総合的指針）
岡崎市児童育成支援行動計画の「基本目標＞基本的な視点＞基本施策」を再編して設定	
第 6 章	推進体制
( 1 ) 計画の点検・評価 ( 2 ) 推進体制 ( 3 ) 広域的な連携	

いただいたご意見を踏まえ変更した点

資料ページ 該当箇所	いただいたご意見 変更方法
P3 タイトル	<p>「子育て支援」という言葉と、「子育ての支援」では意味合いが全く違う。「子ども」と「子育て(親)」の両方を支援するという意味合いになるようにしなければならない。</p> <p>新制度に関わるものだけでなく、総合的な子育て・保育・教育プランである以上、「の」を入れたいし、新たなプランである以上、頭に「新」をつけたい。</p> <p>岡崎市の計画が「子ども」と「子育て」の両方を支援するものであることを明示するため、「おかざきっ子 育ちプラン」という名称を全面に出し、大きく取り上げるよう変更しました。</p> <p>本計画は子ども・子育て支援法に基づき策定されるものでありますので、「子ども・子育て支援事業計画」という言葉はそのまま残しておきたいと思っております。</p> <p>なお、「子ども・子育て支援」という言葉は、「全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、(中略)子ども及び子どもの保護者に対する支援」と子ども・子育て支援法に定義されており、新制度に限らない広い範囲を意味するものと認識しております。(第1章「3 計画の対象」(10頁)を追加し、「子ども・子育て支援」の定義を明示しました。)</p> <p>「おかざきっ子 育ちプラン」は、本計画以降も継承されていくことが考えられることから、「新」や「改正」といった言葉を付す代わりに、計画年度を明記することとしました。</p>
P32 第3章 基本目標	<p>「基本目標2」については、親が子育てを通して親として育つ環境づくりの意図が不足している。これでは、「家族がともに育つまち」の副題である「～家族が支え合い、子育てに喜びを感じる～」ことを実現する施策が具体的にイメージできず、他人や自治体に頼る親を生み出しかねない施策になっている気がする。</p> <p>基本目標は、施策の継続的かつ一層の取り組みを推進する見地により設定すべきものであることからご指摘いただいた通り、「家族」と「子育ての喜び」を重視したものに記載内容を修正しました。</p>

その他の変更

P10 第1章 計画の対象	<p>「3 計画の対象」を追加しました。</p> <p>また、本計画における語句の整理をまとめました。</p>
P17～30 第2章	<p>市民意識調査、児童育成支援行動計画の評価、課題と方向性を追加しました。</p>
P35～ 第4章	<p>導入部分を追加しました。</p> <p>(本日の議題1「確保の方策」の内容が続きます。)</p>

# おかざきっ子 育ちプラン（案）

岡崎市子ども・子育て支援事業計画（案）

（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）

岡崎市

## 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	5
1 計画策定の背景と趣旨 .....	5
2 計画の位置づけ .....	8
3 計画の対象.....	10
4 計画の期間.....	10
5 計画策定の方法 .....	11
第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	12
1 統計によるまちの現状 .....	12
(1) 人口、世帯の推移 .....	12
(2) 出生数.....	13
(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向 .....	14
(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況.....	16
2 市民意識調査結果.....	17
(1) 調査の目的 .....	17
(2) 調査概要.....	17
(3) 就学前・小学生児童保護者の結果.....	18
(4) 保育所・幼稚園職員の結果.....	22
(5) 事業所の結果.....	24
3 岡崎市児童育成支援行動計画の評価.....	27
(1) 特定事業についての実績.....	27
(2) 子育て全般についての満足度 .....	28
4 課題と方向性 .....	29
第3章 基本理念・基本目標 .....	31
1 基本理念 .....	31
2 基本目標 .....	32
3 基本的な視点 .....	33
第4章 子ども・子育ての環境整備.....	35
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって.....	35
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容について .....	38

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、平成2年の合計特殊出生率が1.57を記録(1.57ショック)したことを契機に、少子化対策を社会全体の課題として認識することとなり、「仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくり」について検討を始めました。以降、

「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子育て家庭を社会全体で支援」

「家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進」

「妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援」

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」

など、これまで各種の課題に応じて様々な少子化の進行を防ぐ対策を行ってきました。

しかし、都市部における待機児童問題をはじめ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの不安、孤立感を感じる家庭や仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であること等の状況を前に、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

こうした変化を受け、国では平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育て支援新制度において、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとし、都道府県、市区町村では、これらを計画的に推進する「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

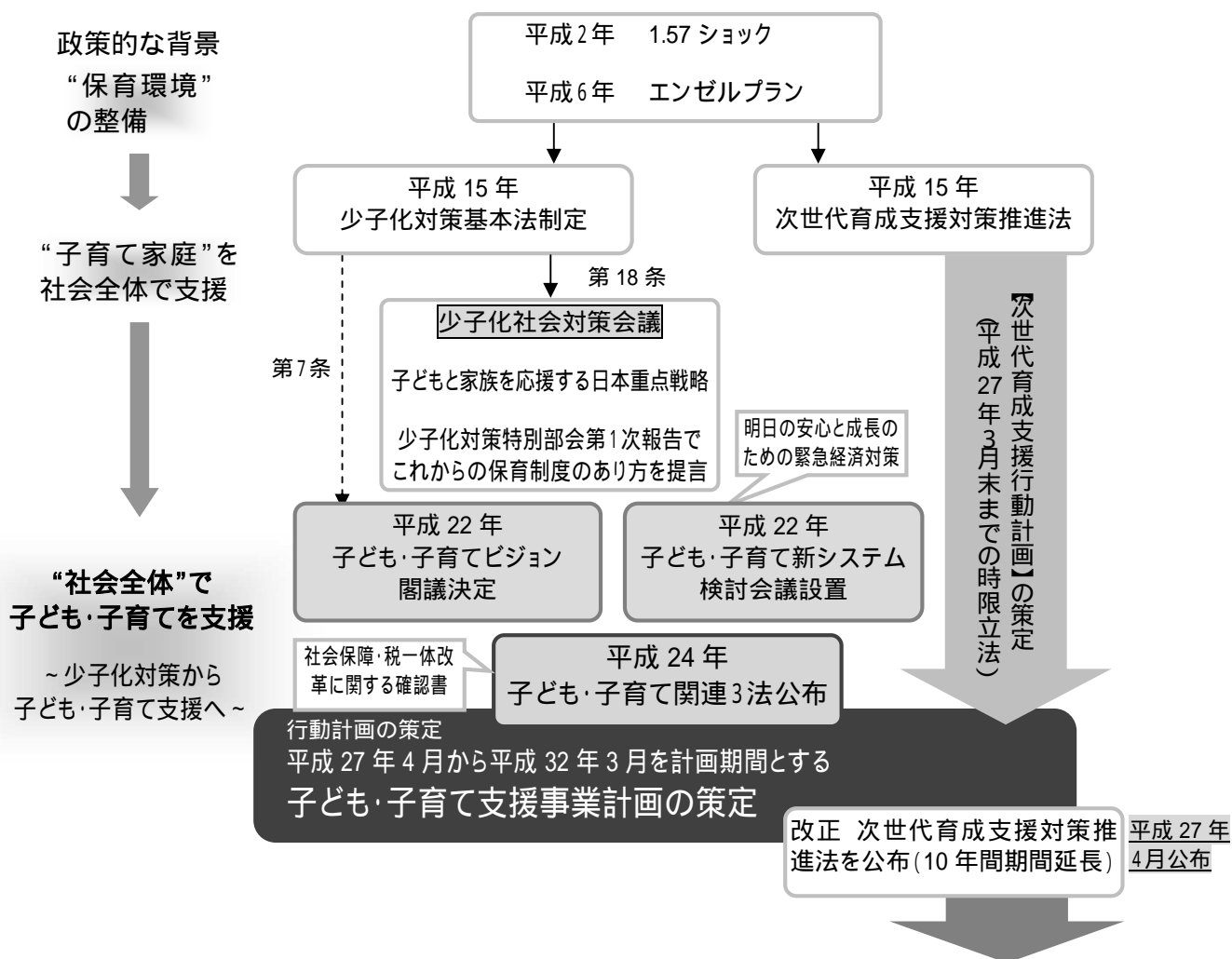
本市では、子育て支援施策の方向性やその目標を総合的に定めた「岡崎市児童育成支援行動計画」(愛称「おかざきっ子 育ちプラン」)を平成17年3月に策定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。一方で高齢者人口の増加、世帯規模の縮小や低年齢時の保育ニーズの増大といった、取り巻く環境の変化や、20代から30代の人口階層の減少による出生数の低下も予想されます。

これらを踏まえ、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざす「岡崎市児童育成支援行動計画」による取り組みを継続するとともに、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した環境整備を図ることを目的に本計画を策定するものです。

これまでの次世代育成支援にかかわる国の主な動き

年 月	内 容
平成 15年 9月	少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項が定められる
平成 17年 4月	次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に おいて重点的に推進
平成 18年 6月	新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
平成 18年 10月	「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設
平成 19年	「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
平成 19年 12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 憲 章 「仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したもの」 行動指針 「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの」
平成 20年 2月	「新待機児童ゼロ作戦」 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強化する
平成 22年 1月	「子ども・子育てビジョン」 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす
平成 22年 1月	子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討をはじめ
平成 22年 4月	子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援の推進
平成 22年 6月	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律施行 短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親も子育てができる働き方を実現などについて改正

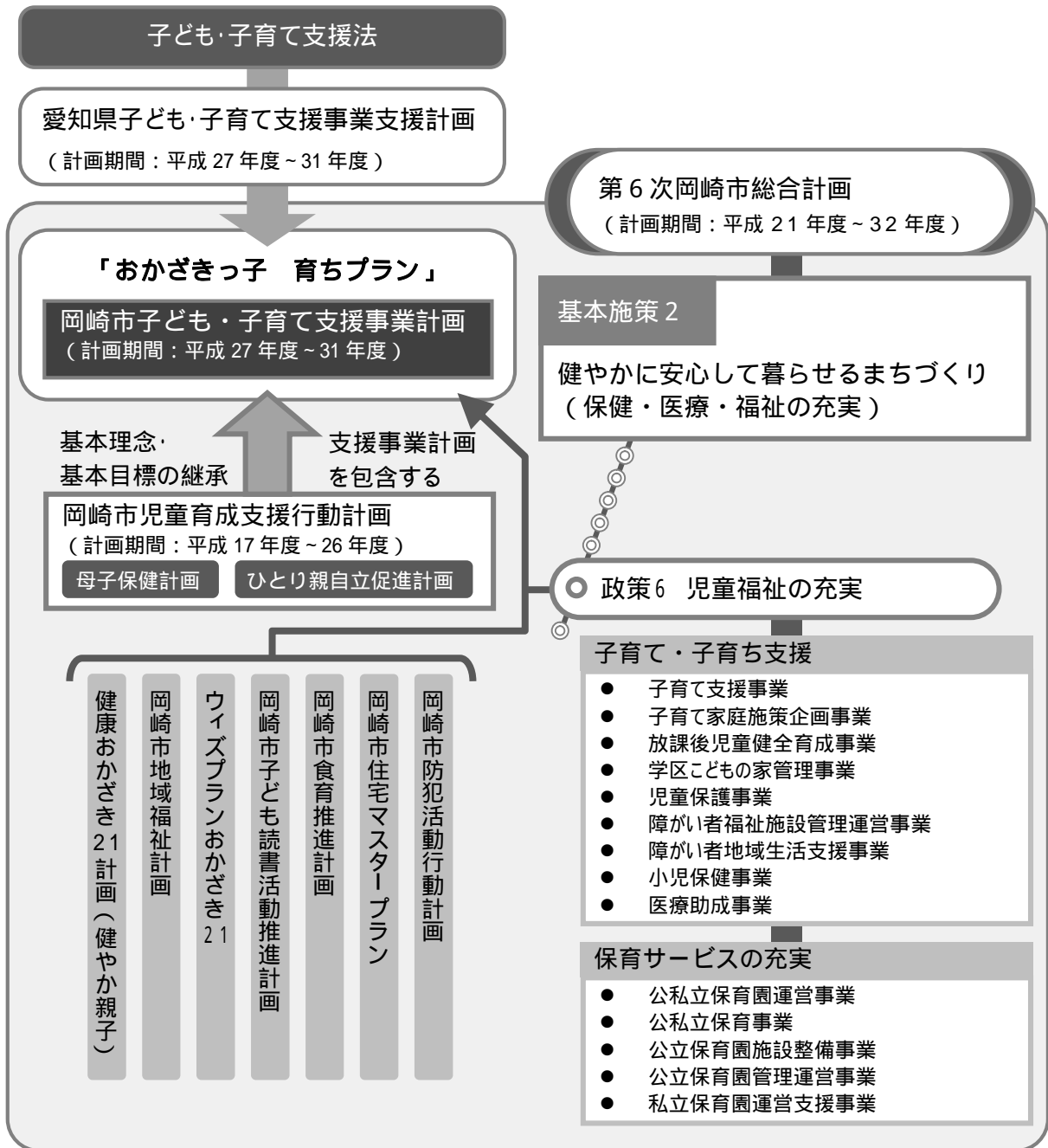
年 月	内 容
平成 24 年 3 月	子ども・子育て新システムの基本制度について 少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新システムの基本的な方向性を取りまとめる
平成 24 年 8 月	子ども・子育て関連 3 法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 子育てと就業との両立が困難である一人親家庭や、就業に必要な知識及び技能の習得が十分でない等の母子家庭の特別な事情を鑑み、就業支援に関する特別の措置並びに福祉の推進
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長
	母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の一部改正の公布 ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策も含めたひとり親家庭への支援施策を強化



## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画の根拠法でもある子ども・子育て支援法に基づく基本指針における理念は、次世代育成支援法に基づく「岡崎市児童育成支援行動計画」の理念や視点と基本的に合致しており、児童育成支援行動計画の後継計画としています。

また、本計画の上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。





## 「第6次岡崎市総合計画」について

長年かけて培われてきた本市の魅力は、自らの暮らす地域に誇りを持つ「人」、市内を流れる矢作川や乙川を代表とする「水」、豊かに広がる森林や緑地等「緑」により成立しています。次代の岡崎を考えると、こうした恵まれた条件を活かし、知・文化・活力などあらゆる面で均衡が取れ、将来に向けて誇りと安心をもって住み続けられるまちをめざすための将来都市像を

「人・水・緑が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」

としています。

岡崎市総合計画は、平成32年度（2020年）までの将来都市像を実現するため7つの基本政策から構成されます。本計画は、基本政策「2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）」を実現するための個別計画です。ただし、本市における子育て支援の総合的な指針として計画は、総合計画において取り組むべき重点的政策の方向と密接に関連するものであり、各基本政策下の各種計画・事業との連携により推進されるものです。

〔参考〕 岡崎市総合計画 将来都市像の実現に向けた課題

平成32年度（2020年）までに取り組むべき重点的政策の方向
1．次代を支える人材の育成 次代の担い手となる子どもを安心して生み育てることができる環境
2．多様な主体による市民自治の実現 子育て支援、高齢者援護、身近な防災防犯といった地域課題の解消
3．自立した地域が共生する都市づくり 岡崎市へ長く住みたくくなるような市民の誇りや愛着などを重視した地域づくり
4．協働で支える安全・安心な社会の実現 社会全体としての危機管理能力を高め、安心して暮らすことができるコミュニティ環境の形成
5．健康・医療に配慮が行き届いた社会の実現 人口減少社会の到来が見込まれる中、継続的な活力を持続するための医療・母子保健対策
6．水・緑を活かした環境共生都市の実現 本市の多様で豊かな自然資源を次代に継承するための環境共生都市の実現
7．人と環境に配慮した快適な交通体系の構築 高齢者・妊婦・乳幼児を持つ子育て家庭、子どもなど安全に安心して移動できる社会
8．地域に根差した産業の育成 育児、介護、移動支援など地域社会が抱える課題に対応するコミュニティビジネスの創出
9．歴史・文化資源を活かした地域活力の創出 次世代へ継承されるべき歴史・文化資源の保護や学術・スポーツへの支援による地域活性化
10．都市の持続性を見据えた行財政運営 持続的な成長を続けていくため、市民の暮らしや将来の発展のために必要な投資

### 3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

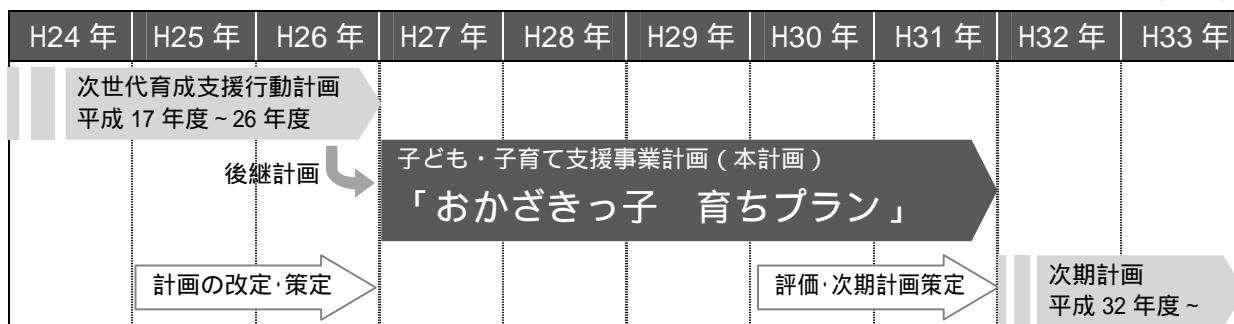
本計画における次の語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

- ・子ども : 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・児童 : 18歳未満の者
- ・乳児 : 1歳未満の者
- ・幼児 : 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・妊産婦 : 妊娠中または出産後1年以内の女性
- ・子ども・子育て支援  
: すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、計画最終年度である平成31年度には達成状況の確認と5か年の総合的な評価を行います。

(年度)



## 5 計画策定の方法

---

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

### (1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案について、意見交換などを行い審議しました。

### (2) 市民意識調査

就学前児童保護者、小学生児童保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況、利用意向について把握することを目的に意識調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園職員及びワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対し、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を行いました。

### (3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援に関わる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、岡崎市児童育成支援行動計画（平成17年4月～平成27年3月）における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

### (4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

### (5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画査定経過、市民意識調査結果などをホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

# 第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

## 1 統計によるまちの現状

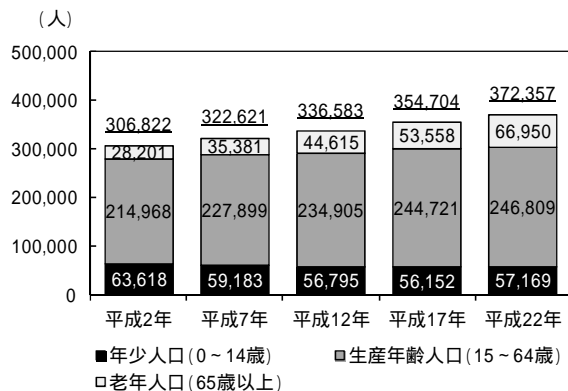
### (1) 人口、世帯の推移

近年、全国的に人口減少にある中、岡崎市では人口が増加し続けています。増加傾向にあるのは生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）で、市内や近隣自治体に製造業関連の企業がある地域の特徴が影響していると思われます。年少人口（0～14歳）は、平成22年では増加に転じていますが、全体的に減少傾向にあり、人口全体に占める年少人口の割合も縮小しています。

世帯数は年々増加していますが、一方で、世帯あたりの人員数が減少しており、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。

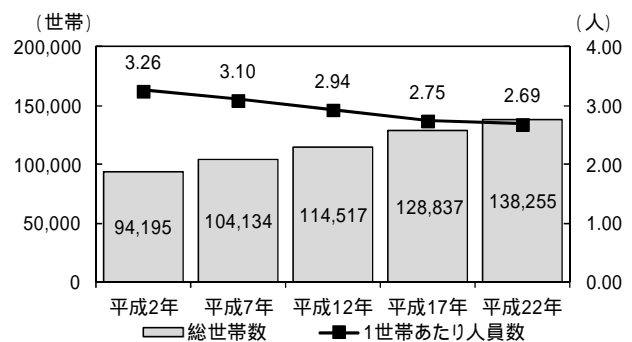
年齢別人口としては平成22年には男女とも35～39歳の人口が最も厚くなっていますが、10年後の平成32年の推計では18歳以下の人口や出生に関わる15～49歳の女性人口が減少しています。

岡崎市の年齢3区分別人口の推移



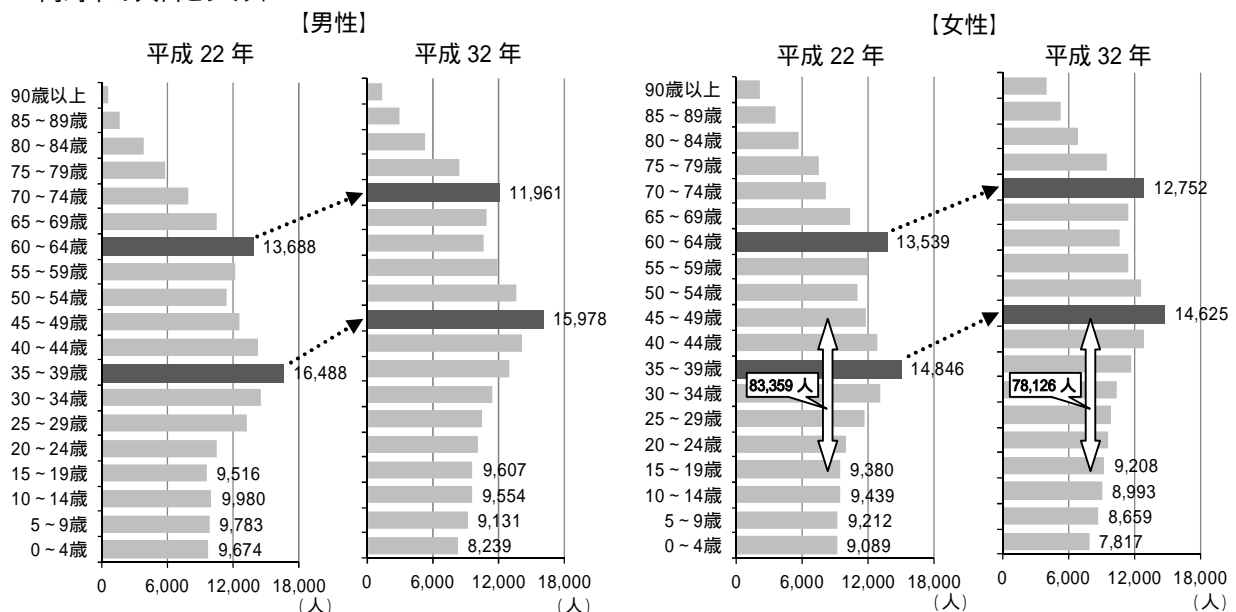
資料：国勢調査

岡崎市の世帯数と世帯人員の推移



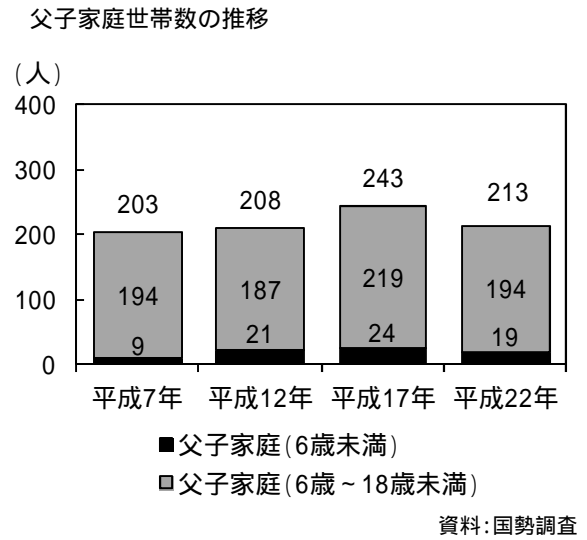
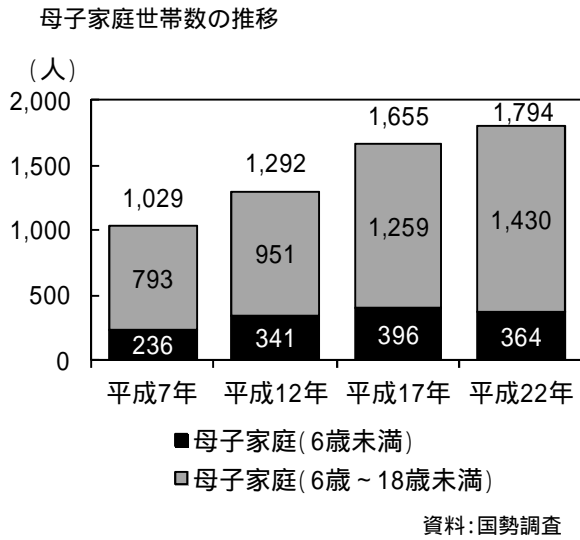
資料：国勢調査

岡崎市の人口ピラミッド



資料：平成22年は国勢調査  
平成32年は国立社会保障・人口問題研究所

母子家庭世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年には18歳未満で1,794世帯となっています。また、父子家庭世帯数は平成22年に213世帯と、概ね横ばいでの推移となっています。



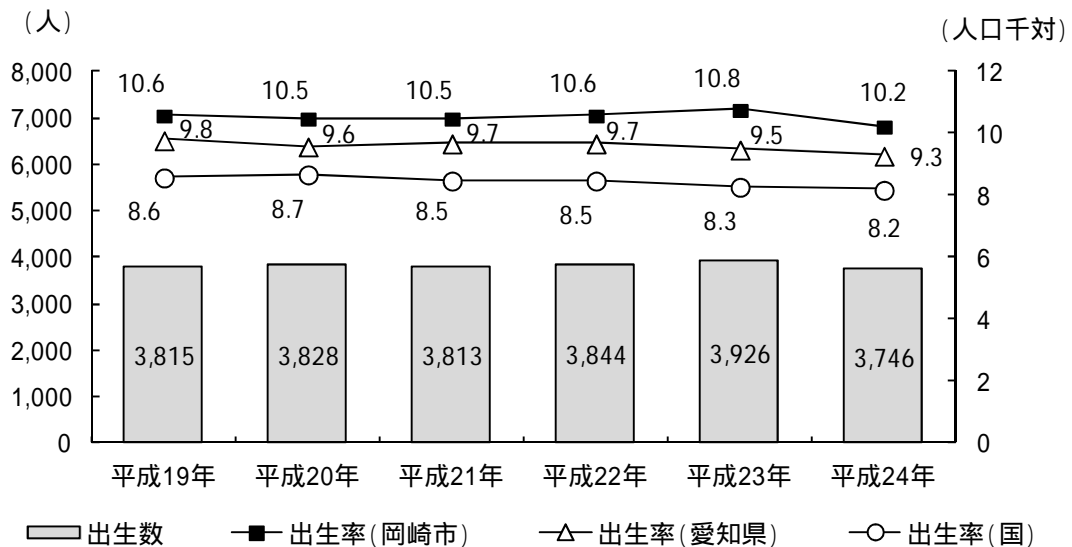
## (2) 出生数

岡崎市の出生数は、平成17年の3,638人以降、増加傾向にありましたが、平成24年は3,746人となり、平成23年に対し4.6%減少しました。出生率及び合計特殊出生率は国・県を上回って推移していますが、国、県同様に平成24年は減少しています。

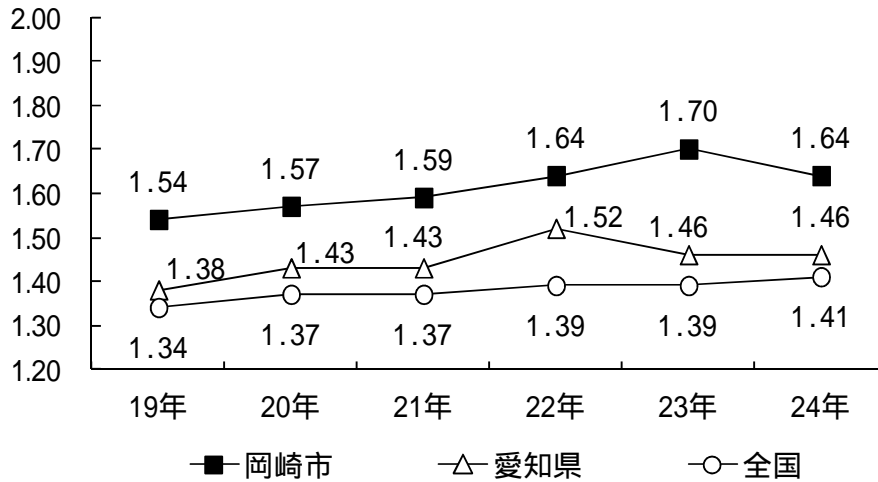
出生率（一定人口に対する、その年の出生数の割合。通常、人口1000人あたりの出生数を示す。）

合計特殊出生率（一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。）

出生数・出生率の推移



合計特殊出生率

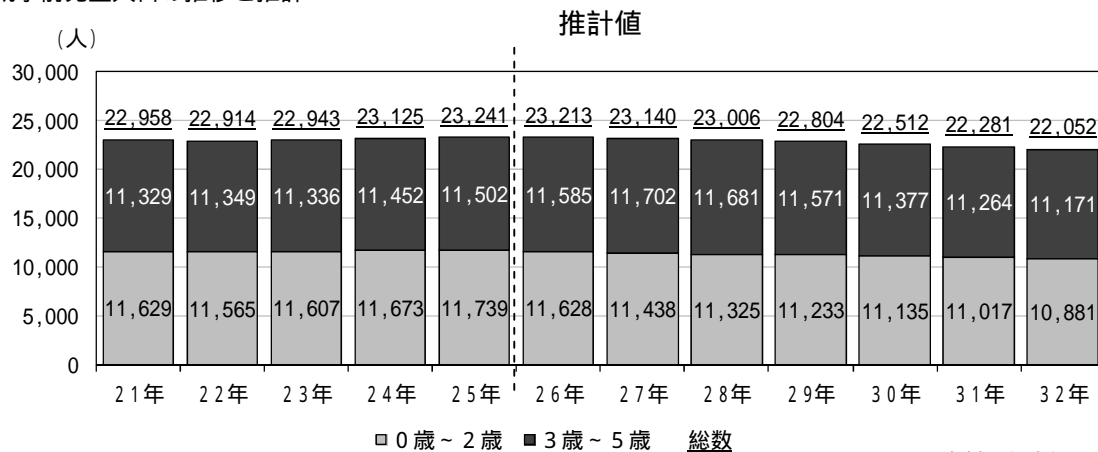


資料：保健総務課

(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向

現在までの5歳以下の児童数は、年度による多少の増減はあるものの微増傾向にあります。本市ではこれまで毎年3,800人以上の出生数がありましたが、人口推計では、今後減少していくことが予想されています。推計値は、平成26年度を境に児童数は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の初年度となる平成27年では23,140人、平成32年には22,052人の予想となっています。

就学前児童人口の推移と推計



資料：保育課

推計値は平成21年から平成25年までの4月1日時点の住民基本台帳を基に、コーホート変化率ならびに婦人子ども比、男女性比を踏まえて算出をしています。

- ・ コーホート変化率：コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団をさします。過去の実績から、ある年齢層の人口が一定の期間においてどれくらい変化するのが示した値をコーホート変化率といいます。

行政区域別の未就学児童人口 推移（単位：人）

地区	H21	H22	H23	H24	H25	H25 / H21
本庁	6,490	6,496	6,608	6,649	6,737	1.04
岡崎	3,838	3,757	3,746	3,881	3,984	1.04
大平	1,802	1,844	1,858	1,828	1,750	0.97
東部	1,099	1,066	1,023	1,025	1,024	0.93
岩津	2,973	3,074	3,048	3,149	3,167	1.07
矢作	3,730	3,728	3,703	3,681	3,663	0.98
六ツ美	2,673	2,604	2,615	2,596	2,587	0.97
額田	353	345	342	316	329	0.93
合計	22,958	22,914	22,943	23,125	23,241	

全市的に現時点では増加傾向にある未就学児童数ですが、区域によって増加傾向にある区域と、減少傾向にある区域があり、今後は区域による未就学児童数の差が拡大していくことも予想されます。

行政区域別の未就学児童人口 推計（単位：人）

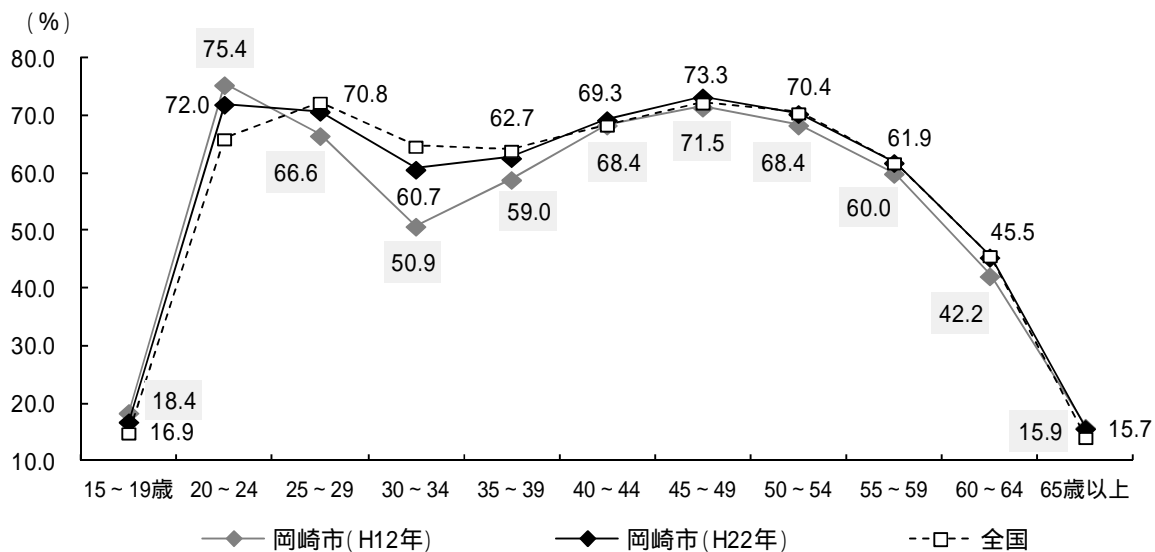
地区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32 / H25
本庁	6,749	6,758	6,763	6,717	6,633	6,594	6,550	0.97
岡崎	4,010	3,993	3,980	3,920	3,830	3,721	3,661	0.92
大平	1,755	1,730	1,719	1,702	1,695	1,703	1,685	0.96
東部	1,031	1,003	971	958	918	906	884	0.86
岩津	3,171	3,173	3,162	3,167	3,135	3,127	3,112	0.98
矢作	3,617	3,630	3,552	3,503	3,477	3,449	3,407	0.93
六ツ美	2,553	2,526	2,545	2,527	2,514	2,485	2,462	0.95
額田	327	327	314	310	310	296	291	0.88
合計	23,213	23,140	23,006	22,804	22,512	22,281	22,052	

#### (4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の就労の状況をみると、全国と同様に30歳代で低くなるM字型カーブとなっています。なかでも平成12年では30～34歳の労働力率が50.9%と低くなっていますが、平成22年には60.7%まで上昇しており、M字型カーブも緩やかになるなど、女性の社会参加が進んでいます。

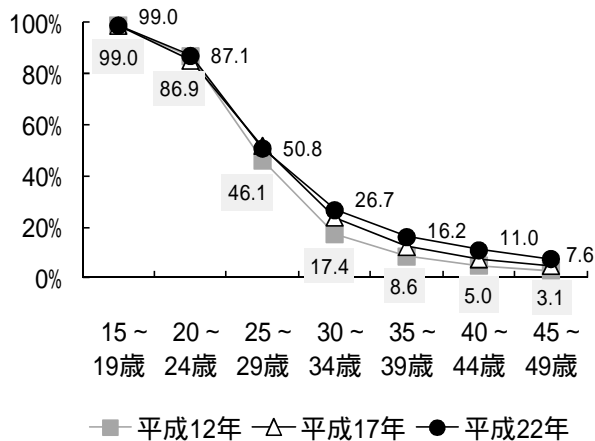
また、未婚率は男性側で平均的に高くなっていますが、男女ともに平成12年と比べて平成22年には未婚率が高くなっています。

女性の労働力率



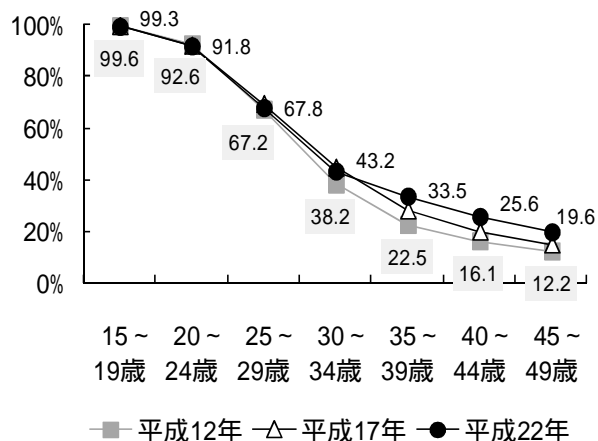
資料：国勢調査

女性の未婚率



資料：国勢調査

男性の未婚率



資料：国勢調査



## 2 市民意識調査結果

### (1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、平成 26 年度に行う「岡崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや岡崎市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、意向調査（アンケート調査）として実施しました。

### (2) 調査概要

調査地域：岡崎市全域

調査対象者：岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）

岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

岡崎市内の保育園・幼稚園の職員

岡崎市内の事業所

抽出方法：無作為抽出及び悉皆

調査期間：平成 25 年 11 月 1 日（金）～平成 25 年 11 月 15 日（金）

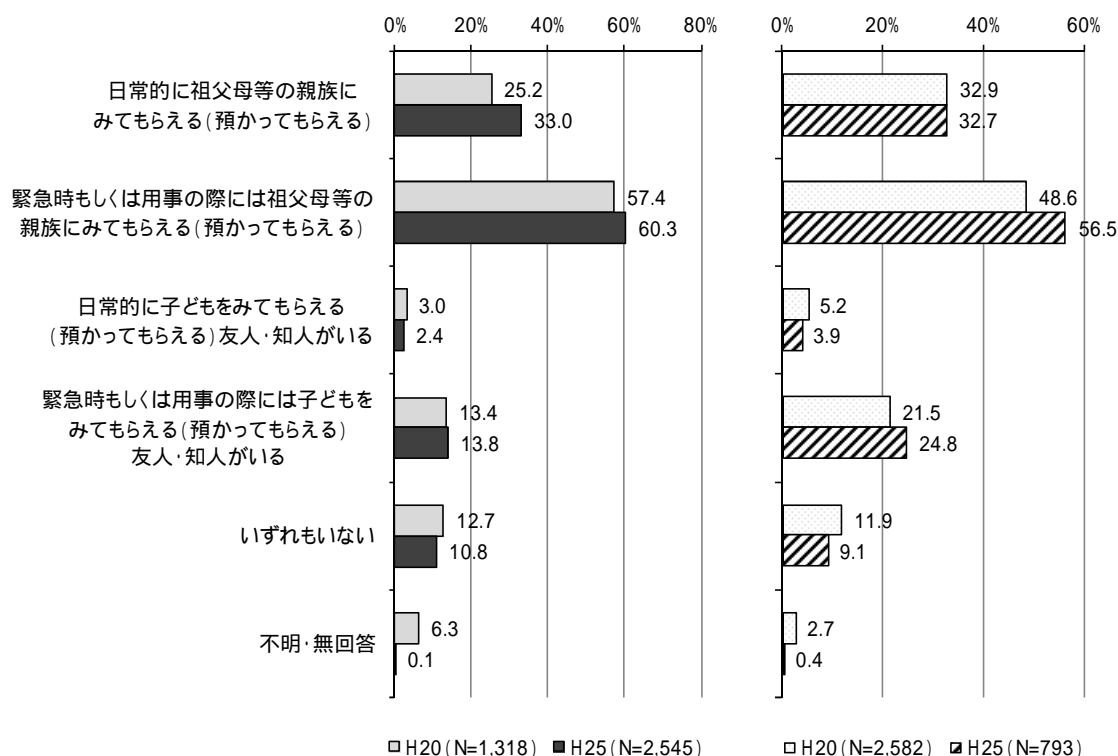
調査方法：郵送配布・郵送回収による調査方法

調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	4,913 件	2,545 件	51.8%
小学生児童保護者	1,498 件	793 件	52.9%
保育園・幼稚園職員	717 件	481 件	67.1%
事業所	385 件	152 件	39.5%
合計	7,513 件	3,971 件	52.9%

### (3) 就学前・小学生児童保護者の結果

#### 日頃、お子さんをみてもらえる親族・友人はいますか

子どもを預かってもらえる状況については、就学前児童・小学生児童保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる(預かってもらえる)」が5割以上となっています。また、前回調査時と比べて、緊急時にみてもらえる親族や友人・知人がいると回答した家庭は増加しており、「いずれもない」とする就学前児童・小学生児童保護者は減少しています。

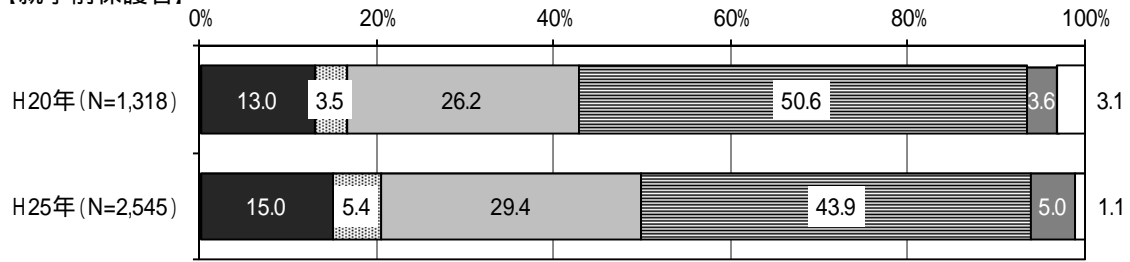


#### 母親の就労状況について

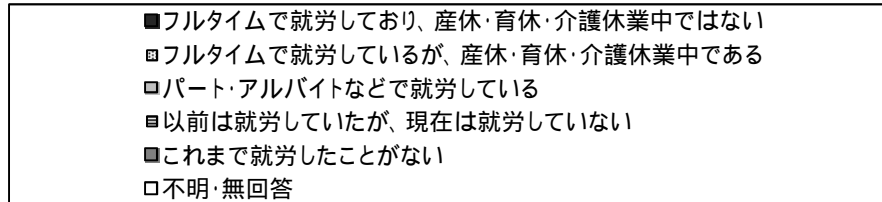
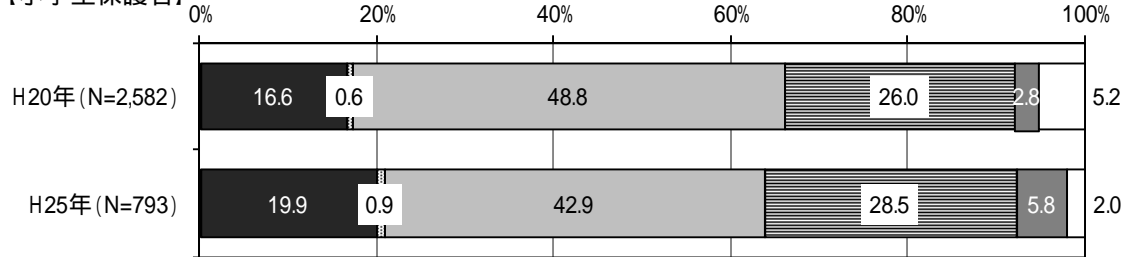
母親の就労状況については、前回調査時と比べて、就学前児童保護者でフルタイムまたはパートタイムで現在就労しているという人が増えています。一方で、小学生保護者では、前回調査時より現在、就労していないという人が増えています。

そのほか、前回調査時と比べて就学前児童・小学生児童保護者ともにフルタイムでの就労が高くなっており、時間外保育や小学生の放課後の居場所づくりへのニーズの高まりがうかがえます。

【就学前保護者】

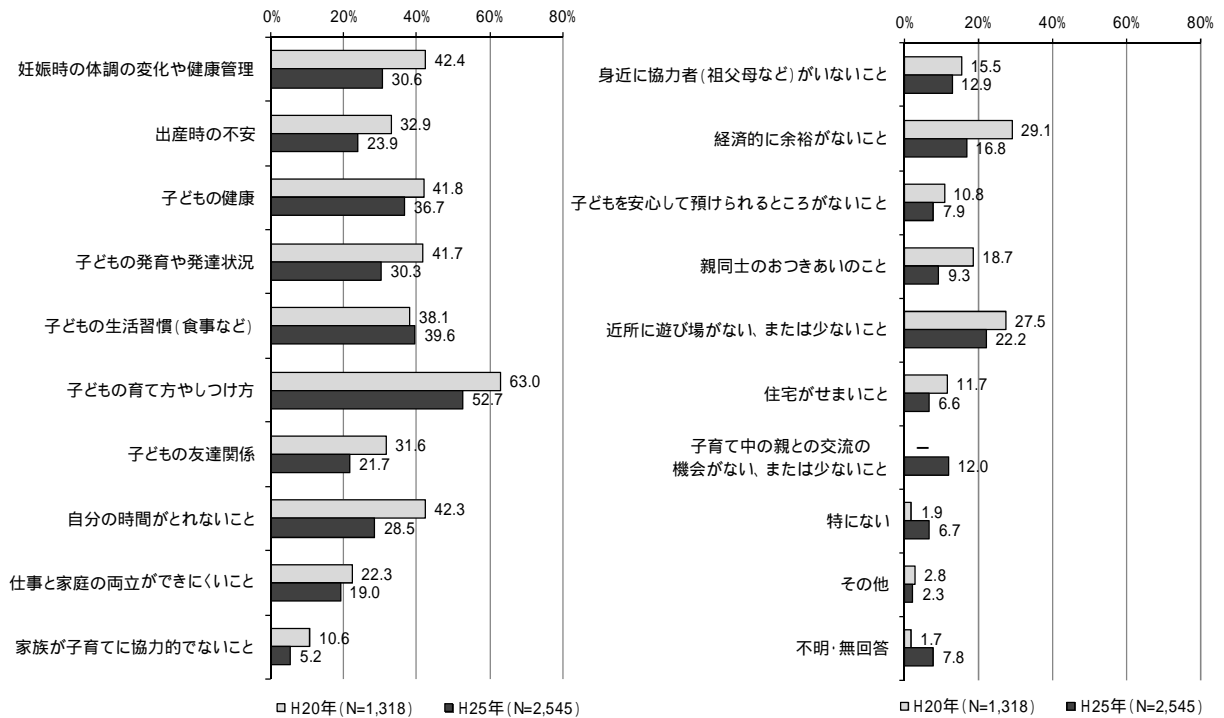


【小学生保護者】



妊娠・出産・子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて（就学前保護者のみ）

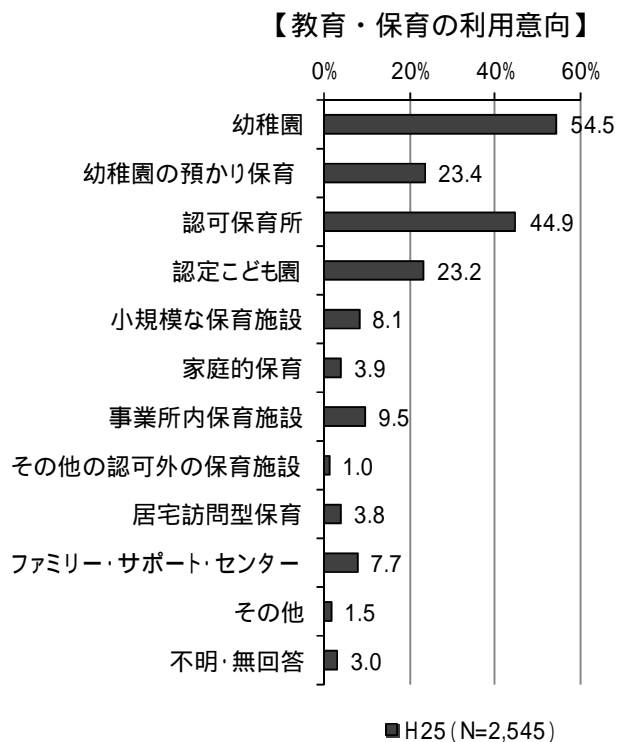
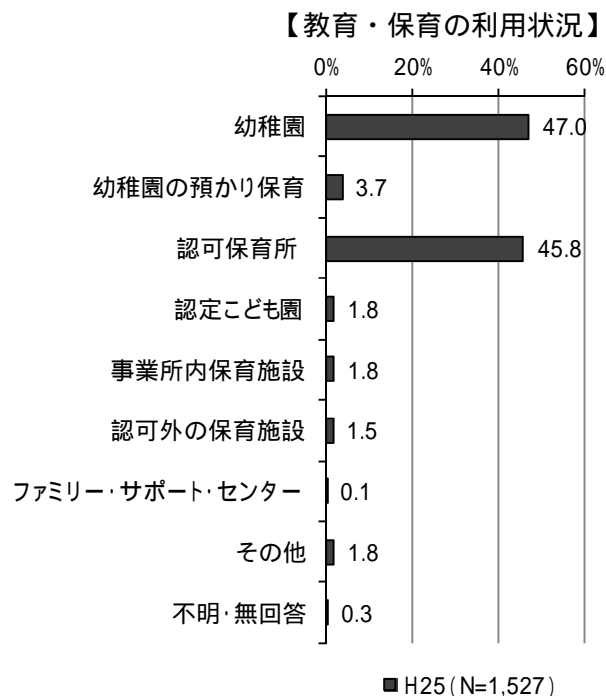
妊娠・出産・子育てについて困ったことや悩んだことは、前回調査時と比べて、多くの項目で減少しています。一方で、「特にない」が6.7%と増加しています。



「子育て中の親との交流の機会がない、または少ないこと」は平成 25 年の調査のみ。

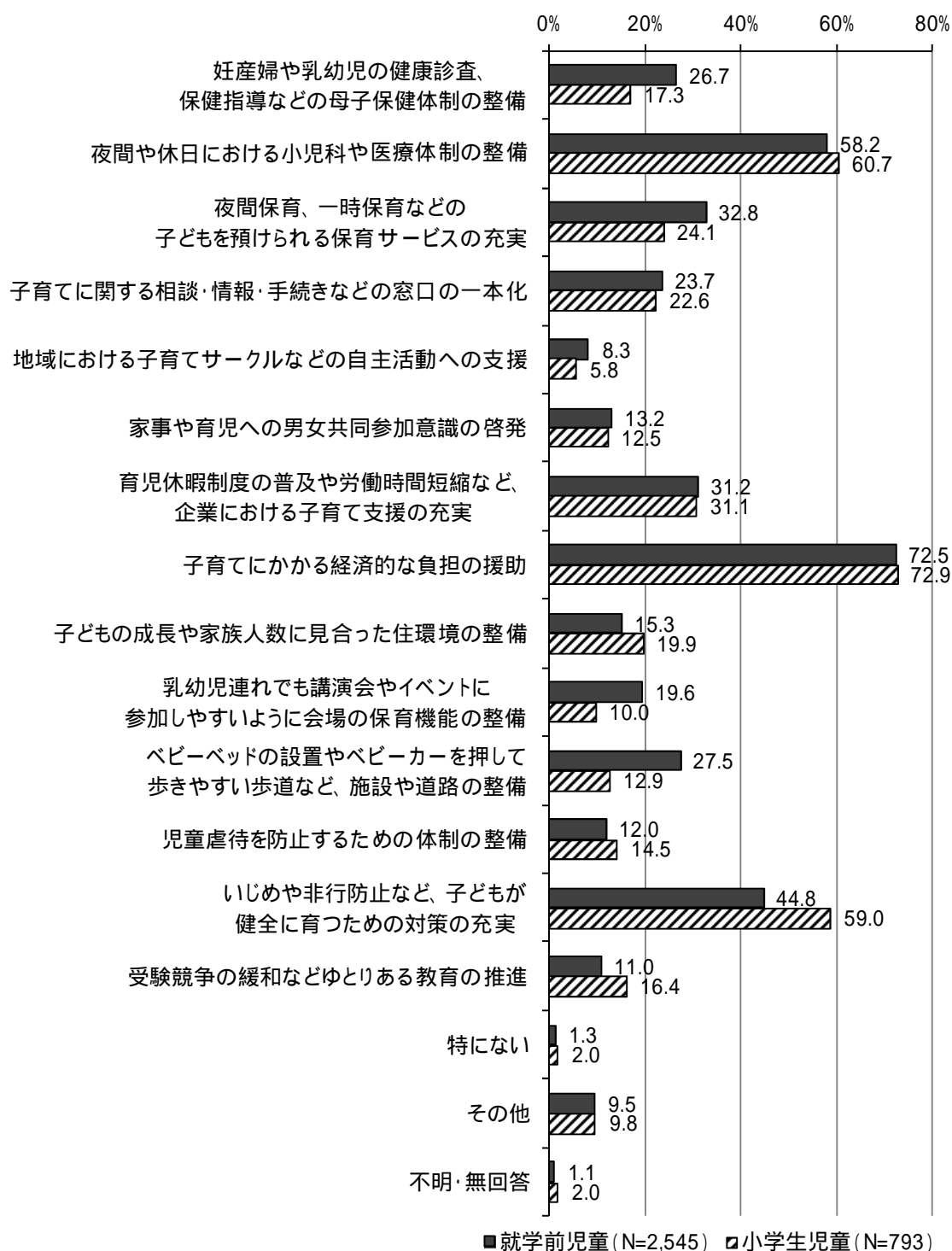
利用している教育・保育事業と利用したい教育・保育事業について（就学前保護者のみ）

現在利用している教育・保育事業では、「幼稚園」「認可保育所」が大半を占めています。一方で、利用意向では「幼稚園」「認可保育所」のほか、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」の利用意向が高くなっています。



## 子どもを安心して産み育てられる環境のために、市に期待する施策について

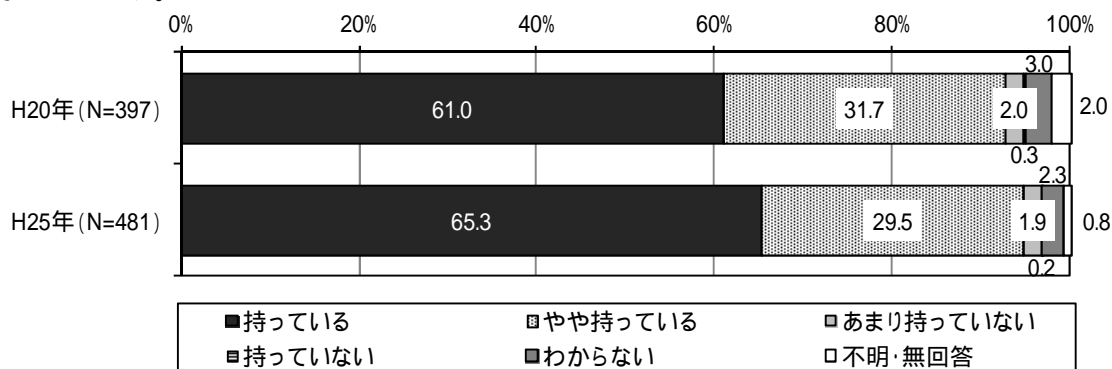
市に期待する施策では、就学前児童・小学生児童保護者ともに「子育てにかかる経済的な負担の援助」が7割以上となっています。また、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」では6割前後、「いじめや非行防止など、子どもが健全に育つための対策の充実」では就学前児童保護者で4割強、小学生児童保護者で6割弱となっています。



#### (4) 保育所・幼稚園職員の結果

##### 保育園・幼稚園の仕事に対するやりがいや充実感について

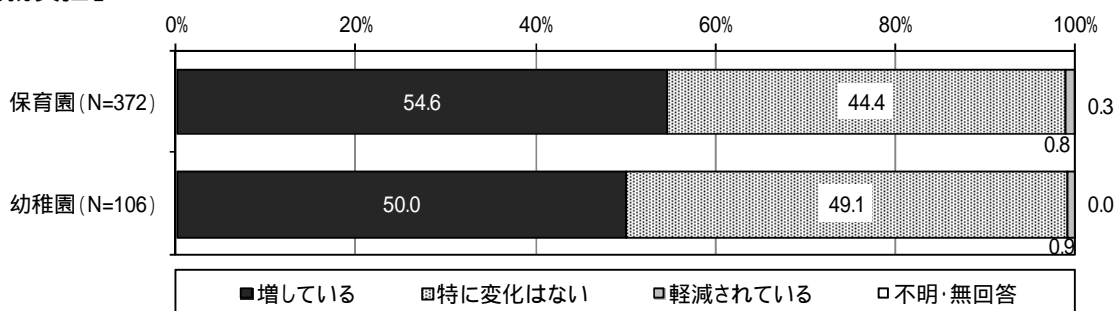
仕事に対するやりがいや充実感では、前回調査時と比べて「持っている」「やや持っている」を合わせた『やりがいや充実感を持っている人』が増加しており、9割強の職員がやりがいや充実感を持っています。



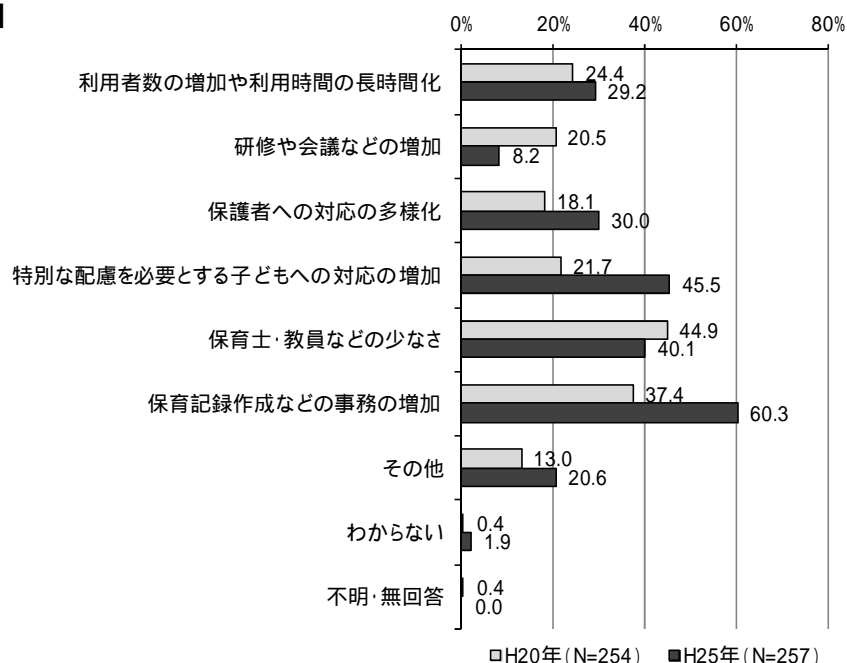
##### ここ数年間の勤務負担について

勤務負担については、保育園・幼稚園ともに「増している」が5割以上となっています。負担の主な原因は「保育記録作成などの事務の増加」「特別な配慮を必要とする子どもへの対応の増加」「保育士・教員などの少なさ」となっています。

##### 【勤務負担】



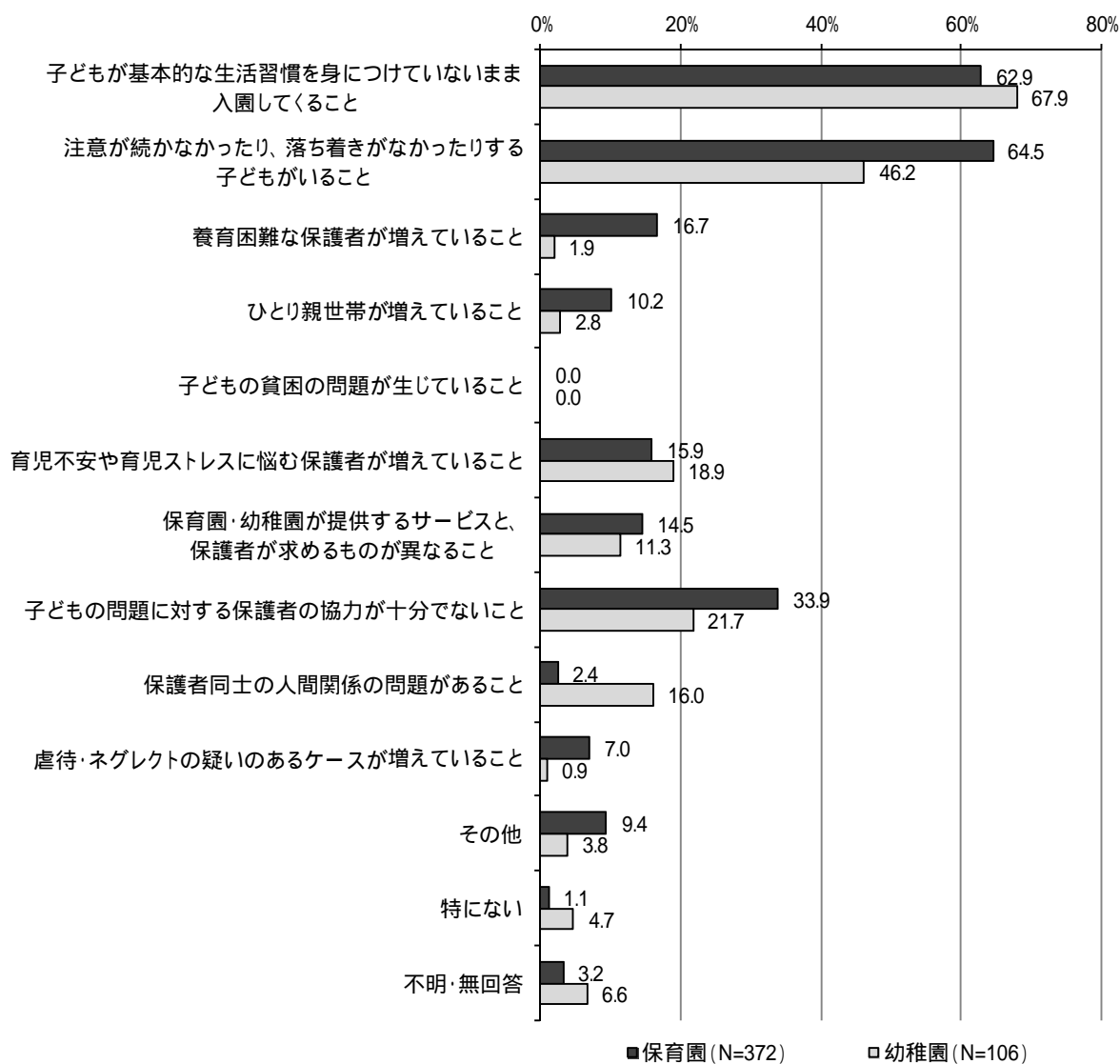
##### 【負担の主な原因】



## 保護者やその子どもにみられる状況について問題と思うことについて

問題と思うことについては、保育園・幼稚園ともに「子どもが基本的な生活習慣を身につけていないまま入園してくること」が6割以上となっています。また、保育園では「注意が続かなかったり、落ち着きがなかつたりする子どもがいること」も6割以上となっています。

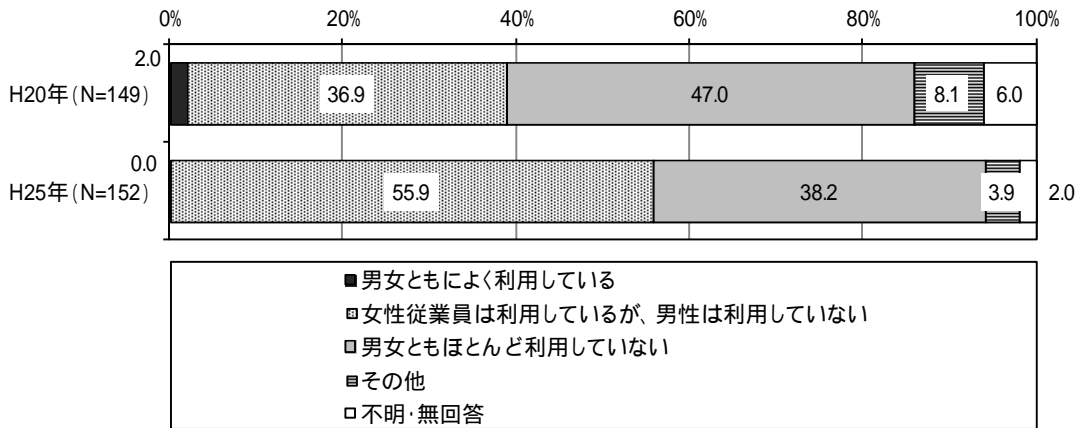
そのほか、保育園では「子どもの問題に対する保護者の協力が十分でないこと」が3割強と幼稚園に比べて高くなっています。



(5) 事業所の結果

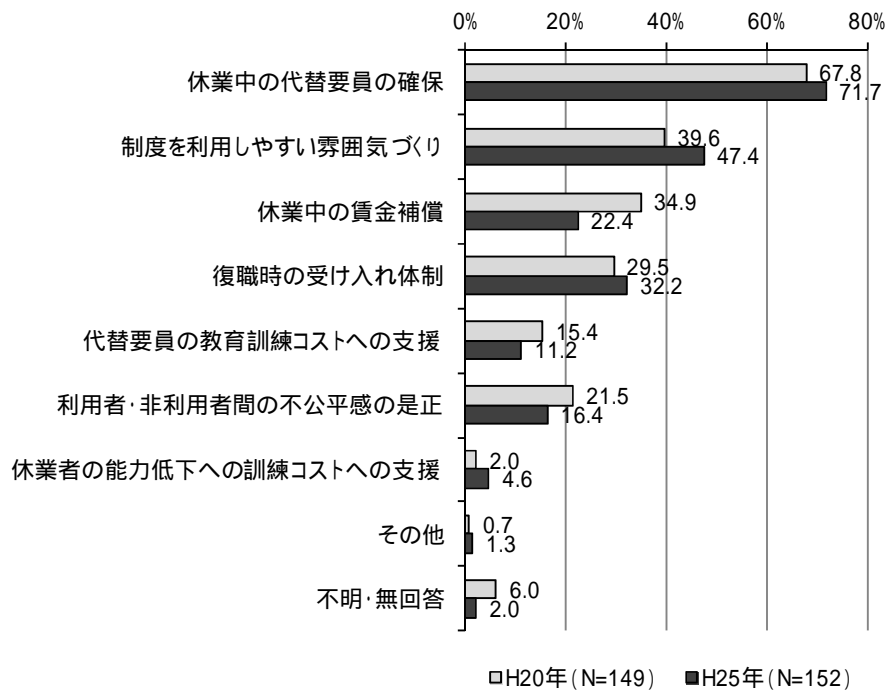
育児休業の取得状況について

育児休業の取得では、前回調査時と比べて女性従業員を中心に利用が進んでいます。一方で男性の利用は進んでいない状況です。



育児・介護休業制度を定着させるために必要なことについて

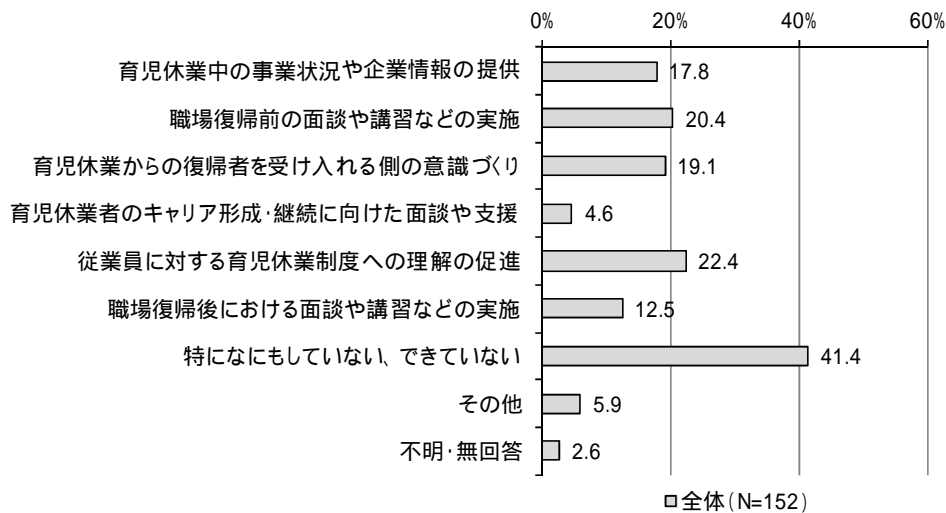
育児・介護休業制度を定着させるために必要なことでは、「休業中の代替要員の確保」7割以上となっています。前回調査時においても6割弱であり、人員確保が育児・介護休業制度の障壁となっています。





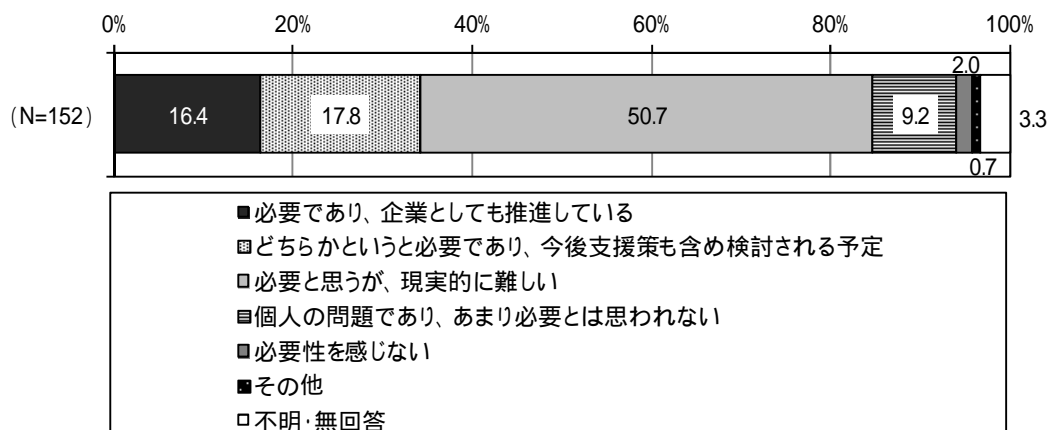
## 育児休業からの職場復帰する従業員への支援について

育児休業からの職場復帰において従業員への支援は「特になにもしていない、できていない」が4割強となっています。



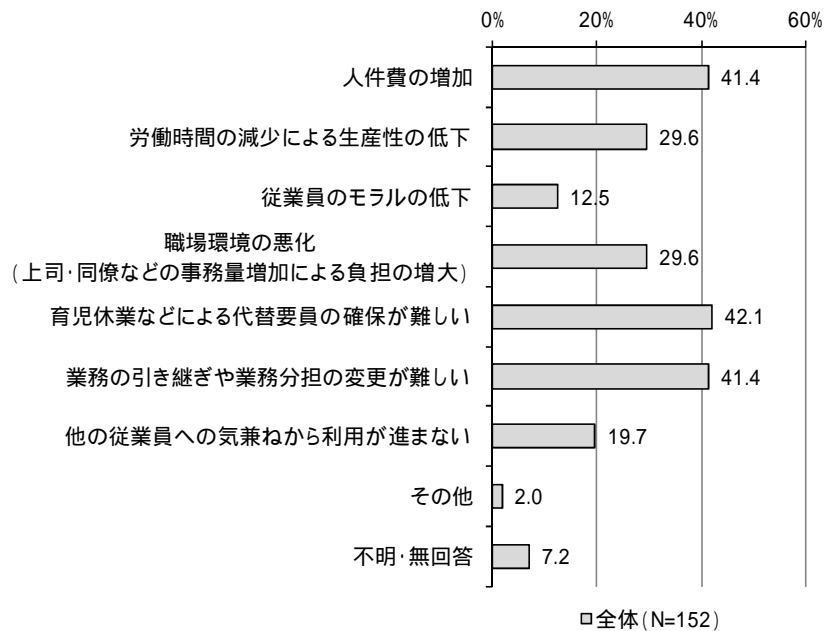
## ワーク・ライフ・バランスの推進について

事業所のワーク・ライフ・バランスの推進における考えは、「必要と思うが、現実的に難しい」が5割となっています。必要性を認識し、企業として取り組んでいるのは2割弱であり、今後検討を進める事業所を含めると3割強となっています。



## ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなることについて

ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなるものは、「人件費の増加」「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」「業務の引き継ぎや業務分担の変更が難しい」が4割以上となっています。



### 3 岡崎市児童育成支援行動計画の評価

岡崎市児童育成支援行動計画では、国の次世代育成支援行動計画策定指針に基づき、各種保育サービスや放課後児童健全育成事業などについて、目標数値を設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてまいりました。中でも特定 12 事業において、下記の 10 事業 16 項目の目標事業量を設定しており、これらの項目について評価を実施しました。

#### (1) 特定事業についての実績

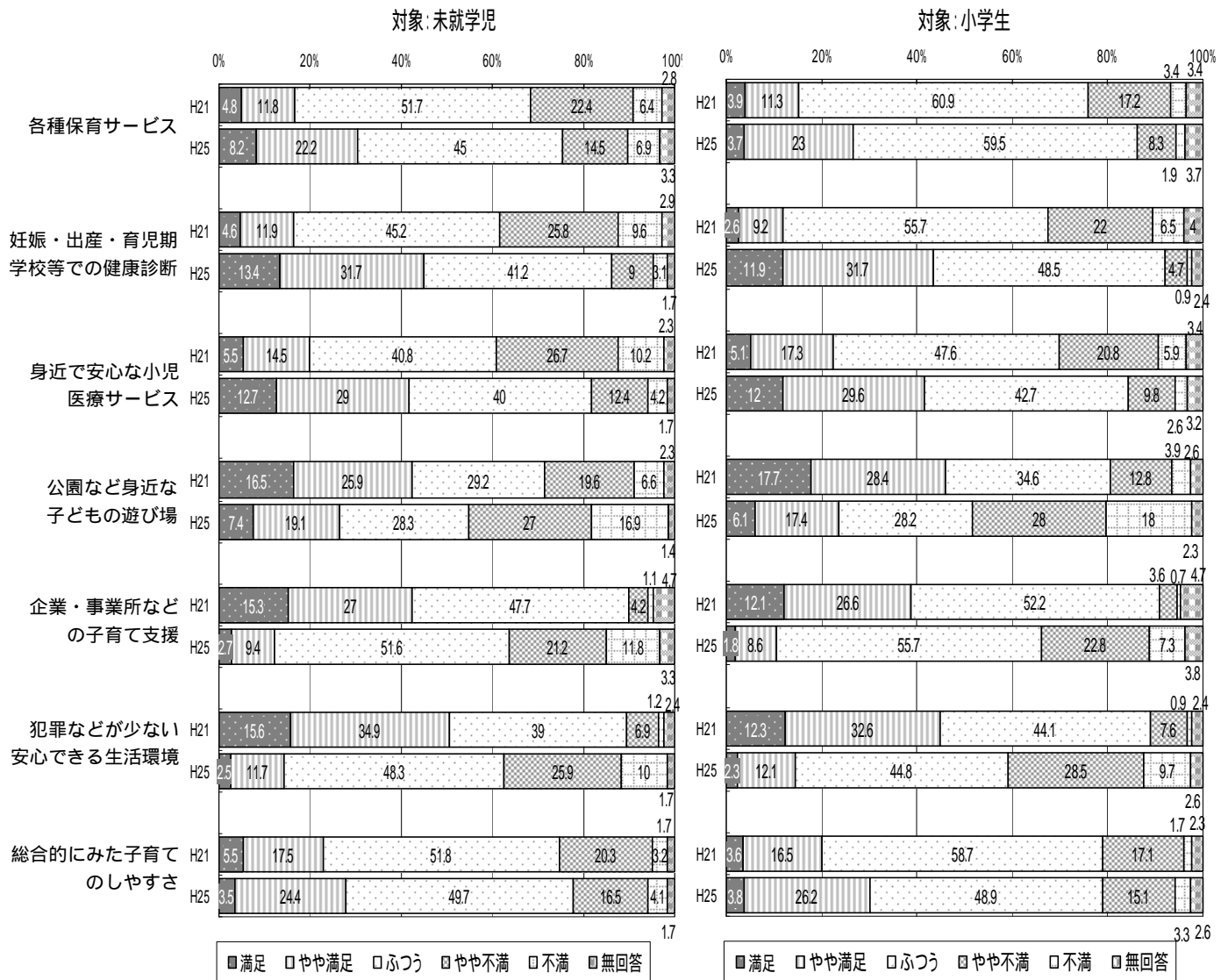
事業名		計画策定時 (H16年)	後期計画策定時 (H21年)	直近値 (H25年)	目標値 (H26年)	達成率
通常保育事業	3歳未満児	7,490人	1,631人	1,855人	1,810人	102%
	3歳以上児		4,963人	5,468人 (定員)	5,200人	105%
延長保育事業	利用者数	1,614人	1,638人	1,994人	1,860人	107%
	実施箇所数	26箇所	33箇所	35箇所	37箇所	95%
休日保育事業	延べ利用者数	0人	470人	779人	540人	144%
	実施箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	100%
病後児保育事業	延べ利用者数	4人	8人	8人	30人	26%
	実施箇所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	100%
一時保育事業	延べ利用日数	4,089日	3,946日	5,716日	5,640日	101%
	実施箇所数	5箇所	13箇所	16箇所	16箇所	100%
子育て短期支援事業	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	100%
放課後児童健全育成事業	利用者数	1,080人	1,627人	1,829人	1,900人	96%
	実施箇所数	24箇所	38箇所	43箇所	45箇所	96%
放課後子ども教室	実施箇所数	0箇所	4箇所	12箇所	9箇所	133%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	1箇所	10箇所	11箇所	11箇所	100%
ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	100%

16 項目中 12 項目で目標値を超え、その他 4 項目においても改善されており、これまでの取り組みの成果が表れています。日常的なニーズによらない事業は、年度による利用者の増減はありますが、保育関連サービスは順調に充実が図られています。

小学生の放課後の居場所づくりに関する放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室につきましても、事業の拡大が進められておりますが、女性の就労を支援する気運の醸成を受け、今後一層の需要の高まりが予想されます。

(2) 子育て全般についての満足度

子育て家庭における本市の子育てに関する各分野の満足度について、平成21年と平成25年に実施した市民意識調査結果から比較すると、以下のような結果となりました。



全体的に、未就学児の家庭と小学生児童をもつ家庭とでほぼ同じような回答の傾向であることがうかがえます。

項目別で見ますと、「各種保育サービス」が「満足」または「やや満足」と答えた方が13.8ポイント増えており、児童育成支援行動計画による成果がでていていることがうかがえます。また妊娠期の健康診断の助成や各種予防接種の公費負担、こども医療費助成の拡大などから、健康診断や医療サービスの満足度が高くなっていると推測されます。

一方、「公園などの身近な子どもの遊び場」や「犯罪などが少ない安心できる生活環境」がポイントを下げており、社会情勢を背景に子どもの生活環境に不安を抱く保護者が増え、より安全に子どもたちが過ごすことのできる環境づくりへのニーズが高まっていることが読み取れます。

総合的にみた子育てのしやすさについて、満足またはやや満足の回答割合は、未就学児で約5ポイント、小学生児童で約10ポイント上昇しています。

## 4 課題と方向性

### 多様な教育・保育ニーズに対し、適正な供給量の確保

児童数が減少していくことが予想されるなか、一方では、フルタイムの就労者の増加など、ライフスタイルの変化などからニーズが多様化しており、3歳未満児の保育サービスや延長保育など、サービスによってはニーズが高まっています。

また、区域によって施設整備状況が異なるため、利用者の利便性にも配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取ることが求められます。

### 子どもの居場所づくり

共働き世帯や世帯の小規模化など、放課後における子どもの居場所の確保は重要な課題となっています。また、この時期の子どもたちにおいては、基本的な生活習慣、生活能力、社会的なマナーなどを身につける時期であり、子育て家庭への支援とともに子どもの健やかな成長につながる居場所の確保が必要です。学区によりサービスの利用意向や施設の整備状況が異なり、また待機児童が生じている地域もあるため、学区ごとに計画的な整備が必要です。

### 女性の社会参加と両立できる子育て環境づくり

女性の就労者が増えており、意識調査においても就労している人は増加傾向にあります。社会参加が進む一方で、未婚率の上昇や出生数の減少が危惧されます。女性が社会参加していても妊娠や出産、子育てといった希望を叶えられる環境づくりが求められます。

### ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所への支援

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等については、従業員101名以上の企業では、一般事業主行動計画を策定し、女性を中心に育児休業の取得が進んでいます。また、規模に係らず一部の事業所ではワーク・ライフ・バランスの推進もなされています。しかし、依然多くの事業所で、業務の引き継ぎや業務分担、休業中の従業員の代替え要員や新たな人員確保が難しいなど、事業活動に支障が生じてしまうことがワーク・ライフ・バランスの障がいとなっています。ワーク・ライフ・バランスの推進は、子どもを産み育てるうえでも重要なものであり、優遇措置等の情報提供を含めた事業所へ支援や従業員が性別に関わらず、誰もがライフステージに合わせて働くことができるという意識の醸成を図ることが必要です。

## 支援を必要とする家庭への対応の充実

周囲の協力が得られず、育児不安や育児ストレスを抱えている家庭は増加傾向にあり、児童虐待に関わる相談件数も増加しています。特に児童虐待においては、時に子どもの生命に関わる重要な問題であり、子どもの人権を守る上でも重要となります。そのためにも早期発見・早期対応のほか未然に発生を防止していく必要があります。

また、ひとり親家庭世帯は年々増加傾向にあり、なかには経済的な支援を必要とする世帯もあります。子どもの生まれた環境によって左右されず、貧困の状況下においても子どもを育成できる環境づくりも重要です。

## 教育・保育を提供する職員の人材確保と専門性の向上

保育園・幼稚園において、日々の事務量が増加していることや、子ども・子育て支援新制度において重要視されている特別な配慮を必要とする子どもへの対応などが、職員の業務負担の増加につながっています。また、職員の少なさも個々の業務負担が増している要因の1つでもあり、今後は、職員の確保や職員の専門性を高めることが求められます。

## 情報の提供やサービスの周知と理解の促進

本市では様々な子育て支援サービスの提供を行っていますが、なかには利用方法や実施場所等が知られていないことなどが、サービス利用の妨げになっていることも予想されます。特に臨時的に必要となる事業は、日頃利用がないため認識も低く、事業の周知が大切です。

また、事業の必要性や重要性等についても周知啓発や情報提供と合わせて、保護者に理解を得ることが求められます。

## 安全・安心な子育て環境の整備

子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめの被害にあったりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者も多くいます。子どもが一人で遊びに出かけられ、健やかに過ごすことができるような環境の整備が必要です。

交通安全、犯罪等の被害に合わぬように子ども自身の意識を高めるとともに、地域が一体となって、犯罪の起こりにくい環境づくりに今後も取り組んでいくことが求められます。

# 第3章 基本理念・基本目標

## 1 基本理念

本市では、これまで「岡崎市児童育成支援行動計画」(計画期間：平成17年4月から平成27年3月)に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。社会状況の変化などはありませんが、子どもの幸せを第一義として引き続き子どもと子育て家庭を支援する環境を整備していくことが重要であることから、岡崎市児童育成支援行動計画の目標、「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政などが一体となり、社会全体で子育て・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取り組みを進めます。」を踏襲し、基本理念を以下のように定めます。

少子化対策関連法における基本理念

【少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法における基本理念】  
・父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する

【少子化対策基本法】

- ・家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境の整備
- ・安全な生活が確保されるとともに、心身の健やかな育成に配慮する

【次世代育成支援対策推進法】

- ・次代の社会を担う子どもの育成と家庭に対する支援、並びに子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備
- ・子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う喜びの実感に配慮する

【子ども・子育て支援法】

- ・家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野において、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、子どもの健やかな成長するよう、良質かつ適正な支援をする

本市が実現をめざす子ども・子育て支援環境

はばたく夢 子どもとともに育つ都市  
大好き おかざき

## 2 基本目標

保護者に子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うために、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすため、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進していきます。

### 基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

### 基本目標2 「家族が とともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

家族は子どもたちの成長における出発点です。子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組みを進めていきます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めていきます。

### 基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の者が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識の浸透のもと、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域がすすんで支えあうまちを目指した施策を推進します。



### 3 基本的な視点

---

#### (1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援サービスの利用を促進するにあたっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取り組みを進めます。また、子どもの居場所づくりを進めるにあたり、家庭での生活について配慮します。

#### (2) 質の向上の視点

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士など子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

#### (3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じ多様な子育て支援を進めていきます。

#### (4) 親づくりの視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支えるとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めていきます。

#### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

市民一人ひとりが仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージごとに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、日常の生活を支援します。

また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促し、職業生活と家庭生活の調和に関する意識の普及・啓発を図っていきます。

#### ( 6 ) すべての子どもと家庭への支援の視点

虐待や父母の精神的疾患、生活困窮等、社会的養護を必要とする子どもの増加や背景は多様化しており、これらに十分な対応が行えるよう、社会的養護体制の整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、特別な支援を必要とする子どもや家庭を含めた支援を進めます。

#### ( 7 ) 社会全体による支援の視点

子育て家庭の孤立など、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭や、子育ての支援やサービスを必要としている家庭に対し、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、子育て支援の取り組みを進めます。

#### ( 8 ) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う様々な市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

#### ( 9 ) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取り組みを進めます。

## 第4章 子ども・子育ての環境整備

### 1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

#### (1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育の提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育の提供区域については、以下の「教育・保育の提供区域の考え方」を加味し、本庁・支所区域の8区域(以下「行政区域」とする。)を基本とすることとします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

#### 教育・保育の提供区域設定の考え方

- ・教育・保育施設と児童の分布状況において、行政区である本庁・支所区域において、概ね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
- ・本市の総合計画では、歴史的な結びつきを持ち、コミュニティとしての一体感を醸成できる8つの本庁・支所区域に市域を区分していること。
- ・老人福祉計画(介護保険事業計画)においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとしており、本庁・支所区域に市域を区分していること。

各事業と提供区域の考え方

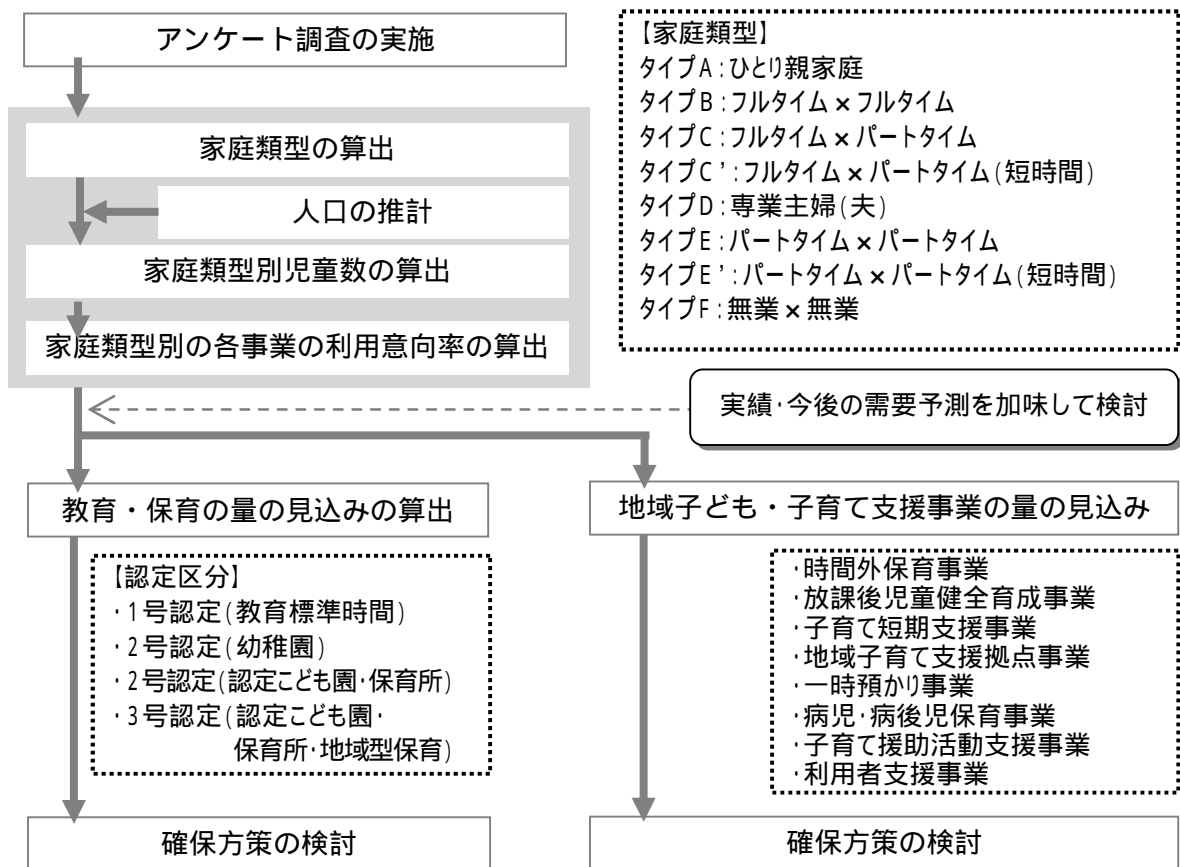
事業等名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的とれていることや利用実態として現状に即しているため。
	幼稚園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区での区分けが実状に沿っていないため。
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育所、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため。
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であるため、小学校区での提供を想定します。
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域	現在3施設において実施しているため。
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため。
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園と保育所等とで、それぞれの区域設定が必要であるため。
	病児・病後児保育事業	市全域	2施設において病後児保育を実施しているため。
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域	1施設において実施しているため。
	利用者支援事業	市全域	新規事業であり、当初は1施設において事業を実施する。その後、利用実績等を鑑み、事業の拡大にあたっては、行政区域での提供体制を検討する。
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。
妊婦健診事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。	

(2) 量の見込みの算出と確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成25年11月に実施した「岡崎市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



認定区分についての考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

## 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容について

---

### ( 1 ) 保育事業の量の見込みと確保の内容